## 文京区印鑑条例の一部を改正する条例 新旧対照表

文京区印鑑条例(昭和50年3月文京区条例第37号)新旧対照表

改正後 (案)	現行
第一条及び第二条 省略	第一条及び第二条 省略
(登録資格) 第三条 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十	(登録資格) 第三条 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十
一号。以下「法」という。)により区が備える住民 基本台帳に記録されている者は、一人一個に限り	一号。以下「法」という。)により区が備える住民 基本台帳に記録されている者は、一人一個に限り
印鑑の登録を受けることができる。	印鑑の登録を受けることができる。
2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者につい ては印鑑の登録を受けることができない。	2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者につい ては印鑑の登録を受けることができない。
一 十五歳未満の者	一 十五歳未満の者
二 <u>意思能力を有しない者(前号に掲げる者を除</u> く。)	二 成年被後見人
第四条から第二十二条まで 省略	第四条から第二十二条まで 省略
付 則	
この条例は、公布の日から施行する。	